

4.5 点検及び是正処置

4.5.1 監視及び測定

事業体は環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業や活動のキーポイントの指標を常にモニターし、測定する手順を文書化して、測定を実行し続けなければならない。これは 4.4.6 の運用管理と密接な関係にあり、運用管理していくためには、必要な要素のモニタリング(監視)が必要である。監視及び測定の文書化した手順は目的目標達成のためのプログラム、各種作業等の情報を記録することも含まれる。

このようなモニターに関わる機器は正しく校正されていることが必要で、校正の方法や結果は手順に従って記録されていることが必要である。

又、事業体に関連する環境に関わる法規制を常に正しく把握していくために、手順を定めて、定期的に見直し点検する事が必要である。特に最近では法規制の改正が多く、食品企業では食の安全性への懸念から、これからもいろいろな改訂がある可能性がある。これら情報を早めを取得して、規制に備えることは、廃棄物削減や資源の削減からも重要なことである。食品の表示法が変わったことで、包装材料を無駄にしたところもある。法の理解はわかりにくい点が多いので、正しい解釈を知るための努力も必要である。

4.5.2 不適合並びに是正及び予防処置

事業体は、不適合手順書を作成し、何か決めた事と異なる状態が発生した場合(以下不適合という)には、そのために生じた環境影響をリカバーする処置(以下是正処置という)をとり、同時にそのような事が繰り返さないような是正処置や予め起こらないように手を打つような事(以下予防処置)を行い、それらを該当手順に反映させる。これを行うには、何が不適合であり、どのようなときに是正処置をとるかをはっきりさせておくこと。(不適合の定義)

不適合が発生したり、発生する事が予見できる時は、それらの原因を除去するが、その是正処置や予防処置は目の前の問題を解決するだけでなく、同じような事が起きないように範囲を広げて、あるいは環境影響に見合うレベルの大きさで、処置が講じられなければならない。

是正や予防処置が取られたら、それに関わる手順書を見直し必要な変更を加えて、改訂する。必要に応じて教育をしない。

4.5.3 記録

事業体は環境マネジメントシステムに関わる記録を作成し、実行し、保管期限がくれば廃棄する手順を作成して実施し続けていかななくてはならない。

これらの記録は、わかりやすく、しかも他の活動との関連が分かるようにする必要がある。このためには環境記録の一覧を作り相互関係を明らかにするとよい。

また、記録は汚れたり劣化したり無くなったりしないように保管維持をする必要がある。各記録は保管期限を定めて、期限が過ぎたものは廃棄手順に従って廃棄する。

記録はこのマネジメントシステムの重要な証拠であるので、いつでも適合を示せるように必要な時に担当者がいつでもすぐ示せるように維持される事が必要である。

4.5.4 環境マネジメントシステム監査

事業体は内部環境監査を行うための計画と手順を作成し、その実行をしなければならない。その内容は以下の事項を満たすようにする。手順は監査の流れと取決めを説明し、計画はチェックリストを含めて日程・人員その他である。(チェックリストは確実に監査を行うためには作成される必要がある。)

a) チェックリストは環境マネジメントシステムが ISO14001 の規格の要求事項を満たすように、マニュアルや規定・手順等が作成されているかどうか。それら決め事が、適切に実施されているかどうかをみれようように作成される必要がある。

b) 監査の結果は経営層に報告されるよう手順を定める。

チェックリストは、その事業体の環境上の重要性に基づく強弱、前回監査の結果を反映させたチェ

ックが必要である。従って監査の範囲を明らかにするための、部署範囲毎のチェックリスト(環境管理責任者を含め)が必要である。監査手順には監査の範囲・頻度を明記し、監査の方法、監査を実施する責任者を明らかにし、上記チェックリストに基づいて行う事を明記する。

4.6 経営層による見直し

最高経営者(多くは社長あるいは工場長)は環境マネジメントシステムが確実に有効に運営されている事を確認するために、自分で決めた間隔で、システムを見直さなければならない。見直しが必要な情報の基で行われるよう関連情報、内部監査の結果やパフォーマンスの進行状況、周囲の状況の変化に関する情報が経営層に提供されなくてはならない。

経営層は見直しをする時、上記の情報及びその他の情報を基に、監査の結果、周囲の状況の変化、及び継続的改善への約束に照らして、方針、目的、及びマネジメントシステムその他の要素が変更する必要があるかどうかについて、言及し、文書にして残さなければならない。